

葛尾村公告第42号

一般競争入札を実施するため、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5の2及び葛尾村財務規則（昭和58年規則第2号）第112条の規程に基づき下記のとおり公告する。

令和7年10月6日

葛尾村長 篠木 弘

記

1. 入札に付する事項

- (1) 工事等番号 第 地づ7-4 号
- (2) 工事等名 ログハウス改修工事
- (3) 概要 ログハウス改修工事実施設計図書のとおり
- (4) 施工期間 契約の日から令和8年2月27日（金）まで

2. 入札条項を示す場所及び日時

(1) 配布期間

令和7年10月6日（月）から令和7年10月17日（金）※閉庁日を除く
午前9時から午後4時まで

(2) 配布場所

福島県双葉郡葛尾村役場 総務課総務企画係（電話0240-29-2111）

(3) 配布方法

配布データは葛尾村ホームページ上でダウンロードすること。ただし、ダウンロード出来ない場合は、配布場所において電子データを交付する。（記録媒体を持参のこと。）
郵送での配布はしない。

3. 入札執行の場所及び日程等

- (1) 日 時 令和7年10月27日（月）午前10時00分から
- (2) 場 所 葛尾村役場 第一会議室
- (3) 入札保証金 入札に参加を希望する者は、入札金額の100分の5以上の額の保証金を納付しなければならない。ただし、葛尾村財務規則第115条第1項各号のいずれかに該当する場合においては、入札保証金の全部又は一部を免除する旨、一般競争入札参加資格確認通知書にて通知する。
- (4) 契約保証金 落札者は契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、葛尾村財務規則第98条第1項各号のいずれかに該当する場合においては、契約保証金の全部又は一部を免除する。
- (5) 予定価格 非公表
- (6) 入札書等 入札書（税抜）を提出すること。併せて、入札参加資格を有すると認められた者であることを証する葛尾村長からの通知書の写しを提出すること。

4. 入札に参加する者に必要な資格

入札に参加する者は、次に掲げる条件をすべて満たしているものであること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当していない者であること
- (2) 国又は都道府県及び本村から地方自治法施行令第167条の4第2項の規定による入札参加の制限措置を受けていないこと
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更正手続き又は民事再生法（平成11年法律第25号）に基づく再生手続き中の者でないこと
- (4) 技術者の配置は建設業法に準ずること
- (5) 福島県内の事業者であること（支店・営業所含む）

5. 入札参加の申し込み

- (1) 入札参加を希望する者は、次の書類を1部提出し、入札参加資格審査及び入札参加資格の確認を受けなければならない。
 - ①（様式1）一般競争入札参加資格確認申請書
 - ②（様式2）官公庁納入実績一覧表
 - ③（様式3）営業所及び委任関係一覧表
 - ④（様式4）委任状 ※委任先を設けない場合は不要
 - ⑤その他入札参加資格審査確認項目で提出の指示を受けた書類がある場合は提出すること。
 - ⑥返信用封筒一通（長形3号封筒に切手を貼付し、返信先を記載すること）
- (2) 提出期限
令和7年10月21日（火）午後5時まで
（ただし、土曜日、日曜日、祝日の受付はしない）
- (3) 提出先
〒979-1602 福島県双葉郡葛尾村大字落合字落合16
葛尾村役場 総務課総務企画係
- (4) 提出方法
持参又は郵送とする（提出期限必着のこと）

6. 入札参加資格の確認

令和7年10月24日（金）までに、入札参加資格の有無について一般競争入札参加資格確認通知書をもって通知する。

7. 現場説明及び質問等

- (1) 現場説明を10月17日（金）午前10時（予定）に行うので希望者は電話にて地域振興課まで申し込みをすること
TEL 0240-29-2113
- (2) 設計図書等に対する質問及び回答
 - ①質問受付期間
令和7年10月7日（火）から令和7年10月20日（月）午後5時まで
 - ②質問受付方法

設計図書等質問書（任意様式）を持参・FAX等により葛尾村役場総務課総務企画係まで書面で提出するものとする。

FAX 0240-29-2123

③回答期間

令和7年10月22日（水）までに、設計図書等回答書を、資格審査申請書を提出した全ての者に回答する。

8. 落札者の決定

- （1）予定価格以下の価格で、最低の価格を持って入札した者を落札者とする。
- （2）落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に消費税及び地方消費税に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の消費税及び地方消費税に相当する金額を除いた金額を入札書に記載すること。

9. 契約の保証

葛尾村財務規則及び葛尾村が示す契約条件による。

10. 入札の無効

4の入札に参加する者に必要な資格のない者の入札、申請書及び資料に虚偽の記載をした者の入札及び入札保証金が所定の比率に満たない者の入札は、無効とする。

11. 契約

- （1）契約書を作成すること。
- （2）契約の締結は、葛尾村財務規則及び葛尾村工事請負契約約款に基づくものとする。
- （3）提出書類は、すべてA4版とする。
- （4）落札者決定後に、落札者と契約を締結する。

以上